

〔共同研究：地域資料の保存・活用ネットワークの実践に関する研究〕

社会の中のアーカイブと研究者の責任

——地域資料の保存・活用の実践が目指すもの——

島 田 克 彦
林 美 帆

はじめに

本稿は、桃山学院大学地域社会連携プロジェクト「地域資料の保存・活用ネットワークの実践に関する研究」（11連221）による成果の一端を報告するものである。この共同研究は2013年度をもって終了したが、その問題関心と実践は共同研究（14連241）に引き継がれた。この間、共同研究のメンバーが外部のシンポジウム等において報告をする機会があり、その場で共同研究の成果が活かされてきた。そこで本稿は、メンバーのうち林と島田がそれぞれ別の機会に報告した内容を発展させてまとめることにした¹⁾。

本共同研究プロジェクトの問題関心は、研究者だけではなく、市民が各種の歴史資料・地域資料にアクセスし、市民が資料に基づいて歴史像を構築したり、地域における社会的経験を将来にわたって共有していくことは、いかにして実現可能であるかという点にある。阪神・淡路大震災以来、「歴史資料ネットワーク」を結成して歴史資料の保全活動や震災資料の収集保存に取り組み、地域歴史資料学の構築を主導してきた奥村弘は、自らの実践を通じて、地域の歴史文化への愛着や理解が地域住民の間で生まれつつあり、これが地域史を語り継ぐこと、地域資料を将来にわたって保存していく実践に結びついている事例に出会っていった²⁾。本論は、こうした史料ネットによる経験や発見にも学びつつ、近代大阪の都市社会史研究と西淀川公害を将来に語り継ぐ取り組みを素材として、研究者を含む市民による地域資料活用の基礎条件である資料の社会的共有を実現する方策や、その過程で研究者や専門家が果たすべき役割について考察していくものである。

1) (島田) 2013-14年度大阪市立大学戦略的研究重点研究(B)「文化資源・社会調査データアーカイブの構築と展開の可能性」シンポジウム。2015年1月30日、大阪市立大学梅田サテライトにて。(林) 日本アーカイブズ学会2015年度大会企画研究会「アーカイブズを学びに活かす」2015年4月26日、東京大学にて。前者についてはシンポジウム報告要旨集がまとめられ、当日使用した画像が掲載されているので本稿では割愛した。Webサイトも参照。

2) 奥村弘『大震災と歴史資料保存』吉川弘文館、2012年。

キーワード：地域資料，歴史的公文書，近代大阪の都市社会史研究，西淀川公害，裁判記録

1. 近代都市社会史研究にとってのアーカイブ

(1) 研究での活用事例

①大阪府・大阪市の歴史的公文書

大阪府・大阪市公文書館については、本プロジェクト（および前身プロジェクト）や在阪歴史学会において、公文書館としての機能の充実を追求する立場からシンポジウムの開催や要望書提出、行政担当者との交渉が行われてきた。その背景には公文書管理法（2011年4月施行）があった³⁾。同法は公文書を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置づけ、国民による公文書の利用を請求権として明記している。こうした理念と国民の権利を実現すべく、同法は省庁公文書の適切な作成・管理・移管・保存の一貫した整備を定めるとともに、地方公共団体が法に則って公文書の適切な管理を実施するよう努力規定を設けた。大阪府・市公文書館をめぐる近年の取り組みは、公文書管理法の理念が実現されるよう当局へ働きかけるという性格が強かったといえよう。本論はこれまでの取り組みを踏まえつつ、大阪府・市の保有する歴史的公文書を研究目的で活用する局面に絞って、いくつかの論点を提示したい。

現在、大阪府庁には大阪府公文書総合センターが設けられ、大阪府の公文書に関する総合窓口として機能している。センターは、「府が作成・入手した公文書や資料類のうち歴史的・文化的価値があるもの」を保存し、市民が利用するための大阪府公文書館と、「大阪府の行政に関する資料などを収集して開架したり、情報の所在案内を行うなど、府政に関する情報の提供を行う窓口」⁴⁾である大阪府府政情報センターから構成されている。歴史的・文化的価値を有する公文書を取り扱う大阪府公文書館はもとは住吉区東帝塚山2丁目に立地していたが、2009年に浮上した移転問題を経て、2011年4月18日に現在の態勢となって開館した。

大阪府公文書館は、そもそも要綱設置施設であることをはじめ、アーカイブとしての態勢の強化が移転問題以前から求められていた。2014年度にリニューアルされたホームページ⁵⁾では、明治期以来の歴史的公文書の簿冊名・件名による検索とともに、閲覧を希望する文書や日程の申請・予約までできるようになり、閲覧・調査の利便性が向上した。さらに、こうして目録が整備されたことによって国立公文書館デジタルアーカイブの横断検索システムへの参加が実現した。これにより、国立公文書館をはじめ全国主要公文書館の所蔵資料とともに公文書の横断検索が可能となり、研究条件の向上に大きく寄与するものと評価できよう。今後は公開基準の制定・公表が課題となろう。外部有識者による大阪府公文書館運営懇談会

3) 島田克彦「大阪の公文書館問題を考える」『部落問題研究』第192号、2010年4月。島田克彦「大阪における地域資料の保存と活用をめぐる現状と課題」『桃山学院大学総合研究所紀要』第38巻第2号、2013年2月。なお現段階では特定秘密保護法（2014年12月施行）の下での公文書公開や情報公開が問題となるが、本論では取り扱うことができなかった。『歴史評論』第775号（2014年11月）の特集および安藤正人・久保亨・吉田裕『歴史学が問う公文書の管理と情報公開』（大月書店、2015年）を参照。

4) <http://www.pref.osaka.lg.jp/johokokai/jigyos3/index.html>

5) <https://archives.pref.osaka.lg.jp/search/topPage.do?method=initPage>

での問題提起が期待される。

大阪市では、公文書管理条例に基づく特定歴史公文書等の利用請求制度が整備され、市公文書館において情報公開制度から独立した公開が実施されている。市ホームページには「大阪市公文書検索」⁶⁾のシステムが備えられ、「文書管理システム又は財務会計システムに登録された公文書、公文書を綴った簿冊及び市で発行した刊行物の目録」を検索することができる。システムを管轄するのは総務局行政部行政課文書グループである。つまりこの検索システムは、歴史的公文書を利用するための固有のシステムではなく、情報公開制度に基づく公文書の取扱を含む、市公文書管理の枠組みの中に位置づけられたものである。こうした性格は検索結果に表れている。「簿冊名称」には表紙に記されたオリジナルの表題が採用されている（注意点を含め後述）ものの、「所管担当名」は、現行組織の名称となっている。この点は、大阪府公文書館の目録が、文書の歴史的な作成主体の名称を採用しているのと対照的である。

以上に概観したように、大阪府・市がそれぞれサイト上で運営している（歴史的）公文書検索システムは、その性質や行政上の位置づけが異なっている。大阪府と市が、それぞれ歴史的な背景・成り立ちを異にする地方公共団体である以上、行政面での個性は当然のことである。ただし歴史的公文書を情報公開制度と切り離し、公開基準をはじめとする運用を別立てとする原則については共通性を持つのが望ましい。現時点で、歴史的公文書を検索するためのシステムとしては府の検索システムが優れている。

歴史的公文書の大阪府・市それぞれの取り扱いについて、筆者の研究した事例に即して考察してみよう。筆者は、1897年（明治30）に実施された大阪市による西成郡・東成郡のうち28ヶ町村編入（一部は部分）について調査した際、「大阪市公文書検索」で『接近町村ニ関スル取調書類』と題する簿冊を発見した⁷⁾。検索結果として得られた情報は、この表題の他、「編集年度」（明治26-29年）、「保存期間」（永年）、所管担当名（総務局行政部総務課）、簿冊整理番号（00000266）、保存場所（公文書館）である。公文書館に申請して原本を閲覧したところ、厚紙の表紙に墨書で記された表題「接近町村ニ関スル取調書類」がマジックで抹消されて新しい表題に書き直されていることや、保存年限と文書分類が赤マジックで書き込まれたり、スタンプが捺されているなどの情報を読み取ることができた。明治中期に簿冊が作成されて以降、戦後に至るまで取り扱いが変遷してきた経緯を窺わせる。表紙を見る限り、大阪市公文書検索システムでは、一旦抹消されたオリジナルの表題が採用されていると判断される。

ただし、表題をめぐってもう一つの問題がある。この簿冊に綴られた書類を繰っていくと、「明治二十八年四月起 町村編入ニ関スル取調書類」と記した厚紙が現れる。前後の書類は内容や日付が連続しており、大阪府域への町村編入に関する一連の業務の中で生み出された

6) <http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000003647.html>

7) 島田克彦「工業化初期の都市政策と地域社会—大阪市による接続町村の編入をめぐって—」『都市文化研究』第10号、2008年。

文書群である。つまり二冊の簿冊が合綴されて一点として扱われているのである。それゆえ、「編集年度」が足かけ4ヶ年度にわたっているのであった。筆者調査によると最古の文書は明治27年3月24日付、最新は明治29年5月22日付である。

歴史の中で組織や業務が再編され、簿冊が引き継がれる過程で1冊に合綴されたと思われるが、現代の調査者は検索結果からこの事実を認識することはできないだろう。調査者が検索の結果として得た情報は、2冊目の存在を捨象しつつ、内容としては足かけ4か年にわたる文書が綴られた簿冊に関するもの、ということになる。公文書館で現物を手に取ればこれらの事実は容易に明らかにできるが、この検索結果は少なくとも調査者が歴史的な簿冊の存在を正確に認識しえないデータであるといえよう。現代の大阪市が保有する公文書のリストとしては誤りはないのであろうが、史料の歴史性を重視する観点に立つと、二冊が合綴された事実は調査者にとって欲しい情報である。

また、歴史的な作成主体についても目録記述に反映させる必要があるだろう。2枚の表紙に明記されているように、これら簿冊の作成主体は「大阪府内務部第一課郡市町村係」である。大阪市域への町村編入という地方公共団体の大規模再編事業が、市制特例の下、一方の当事者である大阪市の自治権が制限された状態で、府主導で実施された事実を物語っている。当然ながら、作成主体もまた歴史性を有するのであり、その文書が大阪市に引き継がれた事実が自覚されるべきであろう。

これらの諸問題は、大阪市公文書検索システムが文書管理の枠組みで構築され、大阪市公文書管理条例に定める特定歴史公文書もこの枠内で検索せざるを得ないことから生じているといえよう。特定歴史公文書については検索システム上でも現用文書と切り離し、明確に歴史資料としての取り扱いをすべきである。この課題は、原資料に即した基礎的な調査と、文書の歴史性を尊重した件名目録の作成によって達成されるであろう。さしあたっては、大阪府公文書館が公開している件名目録が望ましい形態である。この形態の目録が出来れば、「府市統合」検索はもちろん、国立公文書館の横断検索システムにも参加することができ、歴史的公文書の活用・調査研究に大きく寄与するであろう。

②土地台帳

都市（および農村）社会史研究において、都市社会を土地所有・利用という社会の基盤から捉える上で欠かせない史料が土地台帳である。土地台帳は地租改正の過程でその原型が登場し、1889年（明治22）土地台帳規則によって地券に代わる課税台帳として制度化された。現在は各地の法務局が所蔵しており、窓口で請求すれば閲覧利用が可能である。土地台帳は土地一筆ごとの字・地番・等級・面積・課税標準地価・課税上の沿革、所有者名を記録した一種の公文書である。ほぼ同時期に整備された地籍地図と組み合わせることで、地域の土地所有と利用を面的・空間的に把握することも可能となる。

土地台帳は地域把握のための有益な基礎的史料であり、その活用領域は近代都市史研究に

限定されるわけではない。例えば前近代の農村研究においても古い景観や字を復元するために古くから利用されてきた。近年では和泉市史編さん事業の一環として和泉郡平野部の条里制地割を復元するために大阪法務局岸和田支局所蔵の土地台帳が活用された⁸⁾。

近代大阪の都市社会史研究では、名武なつ紀が土地台帳を活用した研究の先駆となった⁹⁾。名武は1999年に公表した論文で土地台帳のデータを駆使し、船場・島之内における明治期から昭和初期に至る土地所有・利用の変遷を描き出したのである。同じ頃、吉江集画堂によって1911年に刊行された『大阪地籍地図』¹⁰⁾が研究に活用できることが関係者に認識されるようになった。これは1911年時点での大阪市内及び接続町村部の土地全筆にわたる面積・課税標準地価・地目・所有者のリストと地籍地図をセットにした大部の書籍である。こうした書物が刊行された明治末期の大阪では、資本主義の発達を基礎とする近代都市形成と資本制工業生産が急速に発達しつつあり、農地を市街地へと開発することや商品としての土地の取引に対する関心が高まりつつあった。

こうした研究動向は、大阪周辺部の農村部における市街地形成過程の解明を課題としていた筆者にとって、土地所有に即した研究の可能性を強く示唆するものであった。『地籍地図』は明治末期の土地所有状況を一覧できるという意味で便利であるが、その時点の静態的把握に止まることに物足りなさを感じていた筆者は、名武の方法を郡村部で実践することにした。そのために土地台帳（大阪法務局北出張所所蔵）の調査に取り組んだのである。筆者は、フィールドとして設定した西成郡野田村字大野（1897年大阪市北区に編入されて西野田大野町2丁目となる。現・福島区野田の一部。戦災を免れた一角に戦前以来の路地や古い木造長屋建築を残すことで知られる。）の土地全筆について、台帳のデータをカードに筆写し、地番ごとの所有者変遷図を作成した。台帳から得られた歴史的な変遷過程を明治末期の地籍地図と組み合わせ、明治期における土地所有の変化から地域社会の変動を把握しようとしたのである。土地台帳を分析した結果、西野田大野町2丁目に住工商混在の密集住宅地帯が形成されていく1900年から1920年代に至る時期の土地所有関係の変遷や「都市地主」析出の過程を解明することができた¹¹⁾。

以上、大阪の限られた一地域の分析事例であるが、先行研究を踏まえた土地台帳の活用事例を示した。土地台帳のデータは膨大であるが、適切に取り扱うことで地域レベルから都市レベルに至る、土地に関する基礎情報を得ることを可能にする有益な史料群である。諸分野での積極的な活用と、地域研究の基礎資料として将来にわたって広く共有していくことが望まれる。

8) 和泉市史編さん委員会編『和泉市史紀要第19集 和泉郡の条里』和泉市教育委員会、2012年。

9) 名武なつ紀「戦前期における大阪都心の土地所有構造」『土地制度史学』第163号、1999年（後に同『都市の展開と土地所有』（日本経済評論社、2007年）に収録）。

10) 吉江集画堂『大阪地籍地図』1911年。宮本又郎監修『地籍台帳・地籍地図「大阪」』（柏書房、2006年）によって復刻（解題名武なつ紀）。

11) 島田克彦「工業化初期における大都市周辺の地域社会と近代都市地主」広川禎秀編『近代大阪の地域と社会変動』部落問題研究所、2009年。

(2) 歴史資料の社会的共有へ

ここまで、歴史的公文書と土地台帳を事例に、筆者の研究事例に即して歴史資料としての活用について考察してきた。以下、これらの事例を通じて筆者が見いだした論点を示しておきたい。

第一は、原資料に即した基礎研究と、研究を通じたアーカイブ構築の必要性である。近年、研究者が土地台帳を積極的に活用することでその可能性が認識されつつある¹²⁾。また実務・実用向けテキストも存在しており参考にできる¹³⁾。ただし、土地台帳は共通した様式が使用されているが、「字」など土地の旧単位や旧慣がどのように台帳化されているのか、また実態との関係等については地域ごとの個性や特質が背後に隠されている可能性があり、この点を意識した利用が求められる。

大阪府・市の歴史的公文書については、簿冊レベルから行政組織体レベルにわたる、公文書の成り立ちそのものに関する基礎研究が求められよう。簿冊レベルでは、正確な件名目録を作成することが不可欠である。文書一点ごとを一覧にした目録の存在は、文書の公開に際して所蔵機関（公文書館）・利用者双方に利益をもたらすであろう。行政組織面では、大阪府・市という歴史性を有する公共団体の業務から生成した文書群であるという基本に立ち返り、組織や業務の歴史的変遷過程に公文書の作成や引き継ぎを位置づけていくことが必要である。資料群・文書群としての構造的な把握を通じて、将来にわたって保存していく必要のある記録史料＝アーカイブとしての正当な評価が可能となるのである。ただし、こうした基礎研究の責任を公文書館にのみ帰するのは現状では酷かもしれない。外部研究者が資料所蔵主体と協力して資料群の価値を解明し、アーカイブとしての価値を共有していくという道筋が望ましいであろう¹⁴⁾。

こうした研究者の活動は、人類共有の歴史的・文化的遺産の保存と将来への継承への共同の取り組みに繋がらう。こうした取り組みを通じて、研究者が個々の専門性を向上させ、社会の負託に答えていくことが必要である。これが第二の論点である。この点について、宮地正人の以下の指摘が重要である。

…過去への手掛かりとなる史料、それは文字史料だけではなく、絵画史料等々多岐にわたりますが、その保存と整理、目録づくり、公開への努力という課題が我々〔歴史研究者〕に厳しく課せられている…文書館・歴史資料館、あるいは歴史博物館というもの、そして、それらの有する歴史情報の組織化ということが、市民的な歴史認識のための不可欠な構成要素に現在なっている¹⁵⁾

12) 沼尻晃伸『村落からみた市街地形成一人と土地・水の関係史 尼崎1925-73年』日本経済評論社、2015年。

13) 友次英樹『土地台帳の沿革と読み方』日本加除出版、1995年など。

14) この点については、砂川村役場文書研究会の取り組みが参考となる。『アーカイブズ学研究』（第20号、2014年5月）および『歴史評論』（第778号、2015年2月）の特集を参照。

15) 宮地正人「歴史学をどう学ぶか—幕末維新时期研究を手がかりに—」『歴史科学』第165号、2001年8月、53ページ。

宮地の提起する歴史情報の組織化・共有化を本論の素材に即して考察すると、例えば大阪府・市公文書の件名目録や土地台帳データを利用者が作成して公表し、それを社会的に共有していくことが考えられよう。さらに、こうしたデータ類を資料所蔵機関が保存し、活用できたならば、市民的な利用の大幅な促進を意味するであろう¹⁶⁾。近年では、ウェブサイトも有効な媒体となるだろう¹⁷⁾。研究者には、各種資料の持つ社会にとっての意味や価値を明らかにし、資料を社会的に共有していくための仕組みを形作っていく責任がある。本論では大阪府・市公文書館の役割を指摘したが、利用者の側が所蔵機関に積極的にはたらきかけて資料の公開・活用を促進し、あるいは研究成果を提供することによって、これらの機関を真の公共機関に育てていくことも出来るのではないだろうか。

宮地の問題提起の最も重要な点は、歴史情報の組織化・共有化を通じて市民の歴史認識を育んでいくことにあると思われる。ここで提起された課題に接近するひとつの方法は、歴史資料に関する情報や地域に存在してきた多様な歴史遺産を市民が共有する場の構築や、市民と研究者（研究者も市民の一員）の共同の実現に見いだされよう。これが第三の論点である。例えば土地台帳には明治期の記録が含まれるが、古文書の読解や取り扱いに習熟していない人でも比較的容易に読み取ることが可能である。和泉市史編さん事業で実施された小字調査には調査員に混じって事務補助の女性や再雇用職員も従事したが、こうした事例は歴史資料の存在を認識し、史料を取り扱う市民の裾野を広げることにもつながるであろう。また、被災古文書を行政の専門家とともに地域住民のボランティア集団が調査・整理に取り組んだ事例も報告されている¹⁸⁾。こうした調査の場では地域史の再発見・再認識が共有されたことであろう。こうした市民自らが史料を通じて歴史を認識する力を育てるための条件づくりこそが、専門家と呼ばれる者たちの社会的責任なのである。

2. 市民活動と資料の関係

(1) 公害反対運動と資料

①西淀川・公害と環境資料館所蔵資料

あおぞら財団付属西淀川・公害と環境資料館（愛称：エコミューズ）は公害反対運動の資料を所蔵している民間の資料館である。エコミューズの所蔵資料をもとに、資料の利用について論じていきたい。

あおぞら財団は正式名称を公益財団法人公害地域再生センターという。大阪・西淀川の大

16) この点は被災したケルン市歴史文書館の復興過程の取り組みが参考になる。平松英人・井上周平「ケルン市歴史文書館の倒壊とその後—復興への道筋と「市民アーカイブ」構想—」『歴史評論』第714号、2009年10月。

17) 例えば前掲*1 大阪市大プロジェクトの一環として設計されたデータベース inspired は、既存データベースの統合（現在は萬年社コレクションとエル・ライブラリー所蔵資料）の他に、都市大阪に関連するデータベースを外部から受け入れて統合することを構想している。<http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/UCRC/inspired>

18) 高橋由美子「資料救出から整理、そして文書館へ」全史料協『会報』第84号、2009年1月。

気汚染裁判の和解金をもとに作られたまちづくり組織である。公害患者の保健や、環境学習、国際交流など様々なミッションがあるが、その中の一つに「公害の経験を伝える」というミッションがあり、そのためにあおぞら財団内に西淀川・公害と環境資料館を設置して裁判に関わる資料を保存し、公開している。

主な所蔵資料は大きく分けて2種類ある。公害反対運動資料と裁判記録の2種類である。公害反対運動資料とは、公害反対運動に伴い作成された資料類である。内容としては総会議案書やニュースレター、会議資料などが多い。一方で裁判記録は、裁判所に原告（公害患者）と被告（企業・国など）が提出した資料および裁判所が作成した資料である。西淀川大気汚染裁判は21年という永きに渡って行われた裁判のため、この資料群が266冊ほどある。

このような資料群が、公害という近代日本の事件を伝える重要な資料群の中心となるだろう。しかしながら、資料の重要性と資料の利用は比例していない。専門家の利用にとどまっているのが現状である。ここでは研究以外の市民の利用の可能性について検討していきたい。

②資料寄贈者が想定していた資料の利用者

民間の施設で資料を保存し公開することは、運営資金や場所の確保といった困難が伴う。その中で、西淀川では資料の保存・公開を望む人たちがいた。原告側の弁護士と原告であった公害患者である。

弁護士は、自分たちが苦勞して収集した資料を後世に役立てたいと考えた¹⁹⁾。西淀川の大気汚染裁判が終わった当時は、川崎・尼崎・倉敷・名古屋南部・東京で大気汚染裁判が係争中であった。西淀川公害裁判より先行して行われていた四日市公害や千葉の大気汚染裁判は、工場という固定発生源からの大気汚染裁判であったが、西淀川の大気汚染裁判は公害発生源を工場と自動車という移動発生源を含んだ複合大気汚染を問題としており、その上、コンビナートではない工場群を対象とするという汚染の因果関係の立証が困難なまま提訴された裁判であった。公害裁判の立証は、訴えた原告側が因果関係を立証しなければならない状況にあり、この立証のために原告側弁護士は苦勞して資料収集した。この経験から、西淀川に続く複合大気汚染の裁判にこの資料群が役に立つであろうと考えられたのは自然な流れであった。また、これらの資料に弁護士の思い入れが強いことも推測される。

しかし、原告であった公害患者は弁護士のように資料群に思い入れがあった訳ではない。「公害の経験を伝えてほしい」という思いは持ちつつ、思いを実現するためにはどのような施設や資料が必要かということは明確ではなかった。西淀川公害裁判において、公害患者は裁判の判決に先立ち「地域再生プラン」を打ち出し、西淀川の将来図を描いた²⁰⁾。その中に、「公害資料館」があり、公害資料館という設備と、公害の経験を伝えてほしいという思いは

19) 津留崎直美「西淀川公害裁判と歴史のかかわりあい」大阪歴史学会『ヒストリア』156号、1997年9月、55ページ。

20) 『手渡そう川と島とみどりの街 公害被害者による西淀川再生プラン（素案）』1991年3月21日の西淀川街作り再生プラン発表シンポジウムにて公表。

あった。しかし公害患者にとって、公害の経験を伝えることと資料保存は結びついておらず、展示施設があればいいと考えていた。そのため、資料の保存と「公害の経験を伝える」ことが結びつかないという困難があった²¹⁾。

しかし、公害患者は公害反対運動を行う中で「資料」の存在が重要であることを理解していた。運動を行う中で、必要なものは大気汚染の測定データであり、議会の議事録であり、企業側の報告書やパンフレット等であり、政府の委員会で議論されるデータ類等であることを学習していく。公害患者は、誰よりも情報を活用して現状を分析し、運動の方針を立て、交渉をして、公害政策を監視してきた。戦後民主主義で使える権利を駆使して、司法、行政、政府や市民に訴えて社会を変革してきたのである。彼らは、資料の重要性を熟知していたこともあり、大阪人権博物館での企画展示（2001年1月）や記念誌²²⁾を作る際に、保存した資料が役立つことを実感したことで、資料館の意義を実感し、積極的な利用者および理解者になっていく。

このように、西淀川・公害と環境資料館の設立を後押しした弁護士や公害患者が想定していた利用者は、同じような境遇におかれた弁護士や公害患者であり、大きな枠組みでの内部利用という意味合いが強かったと言えよう。

（2）市民による資料へのアクセス

①裁判記録の可能性

裁判記録を手にしたことがある市民は非常に少ないであろう。裁判のために作られた書類を、その裁判の当事者以外が使用することは、弁護士などの司法関係者が判例など前例を参照しなければならぬ場合に限られており、一般市民にとって活用が困難な資料群である。ハードルが高い資料群であるが、書類が作成された目的を理解できれば、公害のような社会的事件を理解するためには、欠かせない資料群となる可能性を秘めている。

裁判記録は、特定の事件に関して裁判所・当事者の共通の資料として利用されるため、裁判所に保管される書面の総体である²³⁾。西淀川公害裁判の裁判記録をもとに解説をすれば、裁判記録は「訴状」「準備書面」「調書」「書証」「判決」といった5種類に大まかに分類ができる。

訴状は、原告が裁判所に提出した被告への訴えであり、裁判の争点が示されている。この裁判は健康被害を争ったのか、工場や道路への差し止めを争ったのか、誰が誰を訴えたのかが分かるのである。

準備書面は、原告被告双方が提出した主張である。日本の裁判は書面主義と言われており、裁判所で発言する内容を事前に準備書面として裁判所に提出する。この準備書面を読めば、

21) 森脇君雄「資料館設立の思い」『全国大学史資料協議会西日本部会会報』No. 27, 8-9ページ。

22) 除本理史、林美帆編著『西淀川公害の40年』ミネルヴァ書房、2013年。

23) 『第2版 注解民事訴訟法（4）』第一法規出版株式会社（1991）61-67ページ（第151条）。

訴状で提示された争点に対して、どのような証拠があり、因果関係があるかの主張が明らかになる。公害という同じ物事を見ている、被害者である原告と加害者である被告の主張が違うことも、この準備書面によって判明する。

調書は、裁判所で発言した速記録である。準備書面で示された主張を補強する形で、当事者である原告、弁護士、証人として研究者や企業の担当者、医者などが証言に立った。この証人は原告側、被告側双方からたてられており、どちら側の証人にも原告・被告双方から質問（尋問）されるというものである。西淀川では原告も証言台に立ち、自らの病歴や生育歴、被害の実態を証言している。そして、検証調書という裁判官が五感の作用を通じて、事物の性状や現象を直接に観察して、そこから得られた結果を証拠資料とするものも調書の一種であり、当事者が具体的な地点ごとに指示説明をしている。具体的には地図や写真が残されている。騒音、振動、臭気等が問題となる環境関係訴訟においては、非常に重大な意味があると共に、後世に公害の実態を視覚的に伝える資料となる可能性を秘めている。

書証は、証拠である。準備書面および証人尋問で根拠として示されるデータ類や論文、行政の報告書、新聞記事などである。この書証も原告被告双方から提出されている。

判決は裁判所が言い渡した書面であり、双方の主張の認否を示している。訴状で示された争点は複数あり、その争点の一つ一つについての見解が述べられる。原告が「勝訴」とマスコミで発表したとしても、原告の主張が認められた部分、認められなかった部分が細かく論じられている。一言で「勝訴」「敗訴」と断言が難しい側面があることが公害裁判の難しい点である。

西淀川公害裁判は控訴したため、高等裁判所でも同様の書類が作られている。また、その他にも「控訴状」「和解調書」といった資料が存在する。

これらの裁判記録の行間を埋めるのが、原告や弁護団が公害反対運動の中で作成したニュースや議事録などが含まれる公害反対運動資料であり、この裁判の場外で展開していた動きを知ることができる。しかし、そのような行間は公害を巡る政治の動きや、行政手続きを理解しなければ、理解が困難であるという問題がある。

日本の公害問題は、司法を通じて解決してきたという歴史がある²⁴⁾。公害の被害者が自ら裁判で闘ったことで、国や地方自治体に公害規制や健康被害を救済する制度を整備させたのである。それゆえに、これらの裁判記録は日本の「公害を伝えていく」ための根幹を担っているといえよう。

しかしながら、公害問題において教育などの一般的な人たちが求めている資料群は、被害の実態にある。公害といった悲惨な過去を伝えるには、どのような物理的な被害があったか、健康被害の実態を知ること、「二度と繰り返してはならない」と考えるのである。もちろん、これらの要望に応える資料群も裁判資料の中には含まれている。しかし、被害だけが裁

24) 日本弁護士連合会編『ケースメソッド環境法』日本評論社、2005年、14ページ。

判資料が果たしうる「公害を伝えること」ではない。

裁判記録は、被害者と加害者の論点の違いや、議論の内容、和解に至る道筋、残された課題が記されている。このような論点が市民から注目されることはこれまでなかった。それゆえに、市民は利用しないのである。そもそも、公害裁判について、司法が果たした役割が一般知になっているとは言いがたい状況も、利用されることが少ない状況を作り出していると言えよう。

公害患者や弁護士が想定していた資料の利用は内部利用であるが、資料を保存した本来の目的は「公害の経験を伝えてほしい」ということである。この目的は、公害の被害を伝えることだけではない。公害を解決したプロセスといった運動の経験も含まれるのである。これらの運動の経験の活用法に道はあるのだろうか。

②市民による資料利用

裁判記録の利用は、これからの公害裁判に利用されるだけではない。次の利用の可能性として考えられるのは教育の場面、報道の場面での利用である。これらの人々は資料館を訪問してくれるが、口を揃えて「分かりやすい、まとまった資料はないか」と問うことが多い。また、西淀川地域に移住を考えている人たちから「西淀川は住んでも安心か」という電話の問い合わせがある。大気汚染物質であるPM2.5が問題になった時は「今日、私が外出しても大丈夫かどうかを判断してほしい」という問い合わせがあった。大気汚染の測定データが地方自治体のwebサイトに掲載されていることを伝えたところ、「テレビの天気予報でその情報を流して欲しい」と情報へのアクセスを自ら行うことへの拒否感を表したと同時に、価値判断を専門家に託したいという要望を述べられた。

資料館は分かりやすい情報、専門家の判断を伝える為に存在するのだろうか。分かりやすい資料とは、誰かの判断によって編集された二次情報といえよう。編集された資料は理解しやすいかもしれないが、そのことを述べるために、いろいろな視点が入っていること、切り捨てられている情報があることが見過ごされている。

資料館の強みは、一次資料の強みである。一次資料は、素材であるために、それらの価値判断は資料を見ている人に託される。

西淀川公害裁判には、専門家が示した論点を一つ一つ検証して、専門家の知見に対抗した歴史がある。その足跡がこの裁判記録には示されているのである²⁵⁾。

市民にとって一次資料が公開されていることは幸せといえよう。専門家が伝える情報が市民の権利を脅かすこともあることは、西淀川公害だけではなく、原発関係や温暖化問題でも言われていることである²⁶⁾。行政・政府・企業や専門家を疑う権利は市民にあり、その論説

25) 西淀川公害裁判では、様々な論争がくり広げられたが、疫学の論争では既存の専門家の議論を原告弁護士が覆した。山口誠哉証人の証人尋問にはその様子が詳細に記録されている。

26) 原子力発電所のコストについて政府の計算にかくされたカラクリについて論じられたものに大島堅

の根拠となっている資料を市民が見る権利が保証されていることは幸せなことなのである。

このような一次資料を利用してきた先輩が公害患者である。裁判に関わらない部分であっても行政の大気汚染測定データをチェックし、自らも測定を行い、測定結果を分析し、交渉の材料を作り続けている²⁷⁾。このような地道な公害反対運動の結果として大気汚染関係の法律が整備され、大規模な疫学調査が行われる成果を生み出している²⁸⁾。市民は、自らの生活を守り、健康に生きたいと願うのであれば、行政や企業を監視し、対話することが求められているといえよう。

③ オーフス条約の可能性

これらの権利は、国際条約の一つであるオーフス条約などでもうたわれていることである。オーフス条約とは、環境分野の市民参加条約のことを指す。正式名称は「環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約」であり、デンマークのオーフス市で採択されたため、オーフス条約と呼ばれている。国連欧州経済委員会(UNECE)のイニシアティブにより1998年に採択され、2001年に発効した条約である²⁹⁾。環境という名前がついているために限定されたイメージがあるかもしれないが、環境は生活全般に関わっているため、市民生活全般に関わっている。オーフス条約の3原則として「情報アクセス権」「政策決定への参加権」「司法アクセス権」があり、これらの3つの原則が満たされることが求められている。しかし、日本は未だにこの条件が整っておらず、条約を批准していない。

情報アクセス権について、日本で満たしていない点は、環境に関わる一定の公益事業者(電力、鉄道等)の情報公開である。オーフス条約では、行政の情報だけでなく、これらの

一『原発のコスト——エネルギー転換への視点』(岩波新書, 2011年)がある。また地球温暖化防止について活動する国際NGOである地球環境市民会議(CASA)は【【CASA提言】原発全廃でも2020年25%削減可能～「CASA2020モデル(Ver.4)」の試算結果～】(http://www.bnet.jp/casa/2/2020model/CASA2020Model_ver4.pdf)などを発表し、政府の報告書と違う視点で温暖化対策が可能であることを提言している。

27) 大阪では「ソラダス」と呼ばれる二酸化窒素の簡易測定運動がある。「大阪から公害をなくす会」が企画し、1978年5月に第1回が行われた。その後、5～6年おきに6回行われている。同様の活動が東京でも実施されている。

28) そらプロジェクト(<http://www.env.go.jp/chemi/sora/>)と名付けられた疫学調査は環境省が行った全国的な疫学調査である。目的は「幹線道路沿道における自動車排出ガスへの曝露とぜん息の発症等との関連性について疫学的に評価すること」とされており、「公害健康被害補償制度において、大気汚染による健康被害を補償する範囲を定めた第一種指定地域について、昭和63年にすべて解除した際に、国会での審議において、『主要幹線道路沿道等の局地的汚染については、その健康影響に関する科学的知見が十分でない現状にかんがみ、調査研究を早急に推進すること』(附帯決議)とされたため、それ以降、技術的課題の検討を行った上で、平成17年度より『そら(SORA)プロジェクト』を開始した」というものである。つまりは、大気汚染の公害指定地域が解除されるにあたって、道路沿道の大気汚染による健康影響が判明しておらず、公害患者の反対運動の要望によって疫学調査がなされたのである。

29) オーフス条約については大久保規子「オーフス条約とEU環境法」日本環境会議『環境と公害』第35巻第3号、2006年1月を参照。詳しくはグリーンアクセスプロジェクト web サイトを参照のこと。<http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/aarhus>

情報も公開が義務づけられているが、日本では営業の秘密を理由に、企業の環境への排出情報が不開示とされてしまう。また、行政の情報については、情報公開法の下で、行政の意思形成過程情報は不開示となることも多い。オース条約が求める基準を満たしてはいないのである。

オース条約の「情報アクセス権」を手助けする役割を担っているのが資料館であろう。市民生活の中で、市民の権利として公開されてしかるべき情報が、公開されずにいることに対して、資料館は再検討することが求められるのではないだろうか。

西淀川公害裁判では、裁判の立証に関して、企業や行政が汚染物質の排出情報を公開しない中で、企業の情報を探るために大きな役割を果たしたのは、尼崎市立地域研究史料館と大阪府立中之島図書館、大阪市北区の商工会議所の図書館であった。

エコミューズの所蔵資料には市民が資料を使えるようにするための役割が二つある。市民の生活を守るために一次情報を使うことを支援すること、その足跡を伝えるという二つの役割だ。

市民にとって、圧倒的に足りないのは、専門家を疑うという視点であろう。そのための事例を学ぶことが一般的ではない。そして、その視点こそが「公害（運動）の経験を伝える」ということではないだろうか。

(3) 市民性教育とエコミューズ所蔵資料

資料を身近なものとするために、市民が資料を手にする幸せを事例として学ぶ機会を作り出していくことが求められていると言えよう。エコミューズ所蔵資料が教えてくれる市民の幸せとは、「声を上げることができる幸せ」であり「データを手に取ることができる幸せ」、「訴えることができる幸せ」であろう。つまりは社会の当事者として、社会の一員であることを意見表明し、社会を構築してきた積み上げであり、その足跡が資料に凝縮されているのだ。このようなアーカイブズに対して研究者が取りうる責任は、この営みを研究者は解説して知らせていくところにある。資料は専門家のもみだけではない。市民と資料の架橋も研究者の大切な役割の一つであろう。その積み上げが市民性教育（シチズンシップ教育）につながっていくのではないだろうか。

ここでいう市民性教育とは三権分立や、司法の可能性、行政の役割、政治の動きなどを概念的なものではなく、事例として学ぶということである。司法試験や公務員試験を受ける人たちにとっては、判例として当たり前のことではあろう。しかし、一般市民はその事例を学習する機会が少ない。この事例を学ぶことで、市民としてのあり方を学習するということになるだろう。そのことによって「市民運動の可能性を学べる」のである。市民性教育とアーカイブズを結び付けることによって、市民の利用者を増やす可能性を拡大させることになるだろう。

おわりに

以上、近代大阪を素材とする都市社会史研究と、公害被害地域再生事業の一環である「公害の経験を伝える」ためのプロジェクトという二つの場面を事例として、社会の中でアーカイブが果たす役割やアーカイブと市民の関係について考察してきた。本研究を貫く問題意識は、研究者のみならず市民が一次資料にアクセスし、資料を基礎とした地域史像の解明や、地域の経験の共有という知的営みに取り組んでいく可能性を追求することである。この経験の中で市民が、「専門家」や行政が示す既存のモデルを疑い、主権者としての行動・実践に向かっていく可能性も生まれるだろう。そのために、一般の市民には必ずしも自明ではない資料の価値を社会に向けて明らかにしていくことが、自ら利用者として資料を取り扱う人文・社会科学研究者の役割・責任である。社会の中でこうした役割を果たすためにも、研究者自身が社会の中で資料を共有し、共通の基盤に基づいて社会の諸事象に共同で接近していくという文化や研究者の共同性を自覚的に自らのものとしなければならない。具体的な作業レベルでは、資料の所在を明らかにすること、資料目録の作成と公開、資料保存利用機関での実践（例えば教育）といった取り組みが蓄積されるべきであり、またこうした取り組みがより社会的に評価されていく文化も必要である。つまり市民が資料にアクセスして活用できるようになるには、研究者やアーキビストがそのための社会的諸条件を整えていくことが必要なのである。

(2015年7月2日受理)

The Social Responsibility of Archivists and Researchers

— The Goal of Conservation and Utilization of Regional Documents—

SHIMADA Katsuhiko
HAYASHI Miho

The scope of interest of this research is:

1. That researchers of humanity and social sciences in the broad sense share not only the research results but also the documents which postulate the results, and establish a humanity and social sciences society where researchers approximate the subject of research based on documents.
2. To pursue the possibility that not only researchers but citizens as well take part in intellectual activities by accessing primary sources, investigating the truth about regional history, and sharing experiences in the region including large-scale natural disasters and pollution cases.

To work especially on the second theme, it is the role as well as the responsibility of researchers of humanity and social sciences to clarify the value of documents which society must share. This study discusses these themes by considering the research history of urban society in modern Osaka and industrial reconstruction in the pollution-damaged area in Nishiyodogawa as a case study.

Key words: Regional Document, Historical Archives,
Research History of Urban Society in Modern Osaka, Nishiyodogawa Pollution,
Judicial Record